

简析价格违法行为

2011 年 07 月 04 日,上海市物价局发布了《上海市物价局办理价格举报工作规则(试行)》,其中第 3 条列举了可以举报的 13 种价格违法行为。本文结合《中华人民共和国价格法》、《价格违法行为行政处罚规定》,对该 13 种价格违法行为及其处罚措施做简要的分析。

根据上述法律规定,价格违法行为及其处罚措施可总结归纳如下:

【○:适用该处罚措施;◎:情节严重的,由价格主管部门选择性适用“停业整顿”或者“吊销执照”(个别情形例外);×:不适用该处罚措施;—:适用其他法律规定或者暂无明确法律规定。】

价格违法行为		1、相互串通,操纵市场价格,损害其他经营者或者消费者合法权益的行为		
		造成商品价格上涨的	没有造成价格上涨的	行业协会或者其他单位
处罚措施	责令改正	○	○	×
	没收违法所得	○	○	×
	罚款	①违法所得 5 倍以下;②没有违法所得的,10 万元(单位:人民币;下同)以上 100 万元以下;③情节较重的,100 万元以上 500 万元以下	①违法所得 5 倍以下;②没有违法所得的,10 万元以上 100 万元以下	50 万元以下
	停业整顿	◎	◎	×
	吊销执照	◎	◎	◎
简要分析		<ul style="list-style-type: none"> 价格主管部门比较关注的价格违法行为。 “相互串通”包括经营者之间或者通过行业协会、中介组织以协议、决议、会议纪要、协调、口头约定等方式合谋涨价。在“相互串通”的认定上,价格主管部门具有一定裁量权。 		

価格違法行為についての簡潔な分析

2011 年 7 月 4 日に、上海市物価局は「上海市物価局による価格告発取扱作業規則(試行)」を發布し、そのうちの第 3 条では告発可能な 13 通りの価格違法行為を列挙している。本文では「中華人民共和国価格法」、「価格違法行為行政処罰規定」とあわせ、これら 13 通りの価格違法行為及びその処罰措置について簡潔に分析する。

前述の法律の規定によると、価格違法行為及びその処罰措置は以下の通りまとめることができる。

【○:当該処罰措置を適用する。◎:情状が深刻な場合、価格主管部門が「事業休止・廃統合」又は「営業許可証の没収」を選択し適用する(個別の状況により例外とする)。×:当該処罰措置を適用しない。—:その他法律の規定を適用するか又は明確な法律規定は当らない。】

価格違法行為		1、互いに結託し、市場価格を操作し、その他事業者又は消費者の適法な権益を損なう行為		
		商品価格を大幅に上昇させることになった	価格が大幅に上昇することにはなかった	産業協会又はその他組織
処罰措置	是正の命令	○	○	×
	違法所得の没収	○	○	×
	罰金	①違法所得の 5 倍以下。②違法所得がない場合は、10 万人民币以上 100 万人民币以下。③情状が深刻な場合は、100 万人民币以上 500 万人民币以下。	①違法所得の 5 倍以下。②違法所得がない場合は、10 万人民币以上 100 万人民币以下。	50 万人民币以下。
	事業休止・廃統合	◎	◎	×
	営業許可証の没収	◎	◎	◎
簡潔な分析		<ul style="list-style-type: none"> 価格主管部門が比較的関心をもっている価格違法行為である。 「結託」には、事業者どうし又は産業協会、仲介組織が協定、決議、議事録、協調、口約束等の方式をもって値上げを共謀することを含む。「結託」の認定において、価格主管部門には一定の裁量権がある。 		

	<ul style="list-style-type: none"> - 不仅一般经营者，行业协会也有可能成为该价格违法行为的被处罚对象。 - “停业整顿”和“吊销执照”适用于“情节严重”的价格违法行为(本文下同)。
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> - 一般事業者に限らず、産業協会もまた当該価格違法行為の処罰対象となり得る。 - 「事業休止・廃統合」及び「営業許可証の没収」は「情状が深刻な」価格違法行為に適用される(本文、以下同じ)。
--	---

价格违法行为	2、为了排挤竞争对手或者独占市场，以低于成本的价格倾销，扰乱正常的生产经营秩序，损害国家利益或者其他经营者的合法权益的行为	
处罚措施	责令改正	○
	没收违法所得	○
	罚款	①违法所得5倍以下；②没有违法所得的，10万元以上100万元以下
	停业整顿	◎
	吊销执照	◎
简要分析	<ul style="list-style-type: none"> - “成本”是指“生产成本”和“经营成本”。“生产成本”包括制造成本和由管理费用、财务费用、销售费用构成的期间费用。“经营成本”包括购进商品进货成本和由经营费用、管理费用、财务费用构成的流通费用。 - 如果该经营者具有市场支配地位，有可能构成《反垄法》第17条中“滥用市场支配地位的行为”，可依照《反垄法》进行处罚。 	

価格違法行為	2、競争相手を排除し又は市場を独占するために、コストを下回る価格にて不当販売し、正常な生産経営秩序を乱し、国の利益又はその他事業者の適法な權益を損なう行為	
処罰措置	是正の命令	○
	違法所得の没収	○
	罰金	①違法所得の5倍以下。②違法所得がない場合は、10万人民元以上100万人民元以下。
	事業休止・廃統合	◎
	営業許可証の没収	◎
簡潔な分析	<ul style="list-style-type: none"> - 「コスト」とは、「生産コスト」と「運営コスト」をいう。「生産コスト」には製造コストと管理費用、財務費用、販売費用からなる期間費用が含まれる。「運営コスト」には商品購入の仕入コストと運営費用、管理費用、財務費用からなる流通費用が含まれる。 - 当該事業者が市場の支配的地位を有する場合、「独占禁止法」第17条にいう「市場支配的地位を濫用する行為」を構成するおそれがあり、「独占禁止法」に照らして処罰することが可能である。 	

价格违法行为	3、提供相同商品或者服务，对具有同等交易条件的其他经营者实行价格歧视的行为	
处罚措施	责令改正	○
	没收违法所得	○
	罚款	①违法所得5倍以下；②没有违法所得的，10万元以上100万元以下
	停业整顿	◎
	吊销执照	◎
简要分析	<ul style="list-style-type: none"> - 如果该经营者具有市场支配地位，有可能构成《反垄法》第17条中“滥用市场支配地位的行为”， 	

価格違法行為	3、同一の商品又は役務を提供し、同等の取引条件を有するその他事業者に対し価格差別を行う行為	
処罰措置	是正の命令	○
	違法所得の没収	○
	罰金	①違法所得の5倍以下。②違法所得がない場合は、10万人民元以上100万人民元以下。
	事業休止・廃統合	◎
	営業許可証の没収	◎
簡潔な分析	<ul style="list-style-type: none"> - 当該事業者が市場の支配的地位を有する場合、「独占禁止法」第17条にいう「市場支配的地位を濫用する行為」を 	

	可依照《反垄断法》进行处罚。
--	----------------

	構成するおそれがあり、「 <u>独占禁止法</u> 」に照らして処罰することが可能である。
--	---

价格违法行为		4、捏造、散布涨价信息，囤积商品，哄抬价格，推动商品价格过高上涨的行为	
		一般经营者	行业协会或者为商品交易提供服务的单位
处罚措施	责令改正	○	×
	没收违法所得	○	×
	罚款	①违法所得 5 倍以下；②没有违法所得的，5 万元以上 50 万元以下；③情节较重的，50 万元以上 300 万元以下	50 万元以下
	停业整顿	◎	×
	吊销执照	◎	◎
简要分析		<ul style="list-style-type: none"> - 价格主管部门比较关注的价格违法行为。 - 需要注意与“相互串通，操纵市场价格”的区别。“捏造、散布涨价信息”，通常具有向外界散布涨价信息的情节；“相互串通”，并不要求向外界散布涨价信息。 - 违法的“散布信息”和合法的“向外界发布涨价信息”的根本区别通常在于是否“扰乱市场秩序”。 - 不仅一般经营者，行业协会也有可能成为该价格违法行为的被处罚对象。 	

價格違法行為		4、値上がり情報を捏造し、流布し、商品を買占めし、価格を吊り上げ、商品価格の高騰を促進させる行為	
		一般事業者	産業協会又は商品取引のために役務を提供する組織
処罰措置	是正の命令	○	×
	違法所得の没収	○	×
	罰金	①違法所得の 5 倍以下。②違法所得がない場合は、5 万人民币元以上 50 万人民币元以下。③情状が深刻な場合は、50 万人民币元以上 300 万人民币元以下。	50 万人民币元以下。
	事業休止・廃統合	◎	×
	営業許可証の没収	◎	◎
簡潔な分析		<ul style="list-style-type: none"> - 価格主管部門が比較的関心をもっている價格違法行為である。 - 「互いに結託し、市場価格を操作する」ととの違いに注意する必要がある。「値上がり情報を捏造し、流布する」とは、通常、外部に値上がり情報を流布するという情状があるが、「結託」では、外部に値上がり情報を流布するとは限らない。 - 違法な「情報の流布」と適法な「外部への値上がり情報の配布」の根本的な違いは通常「市場の秩序を乱す」かどうかにある。 - 一般事業者に限らず、産業協会も当該價格違法行為の処罰対象となり得る。 	

价格违法行为		5、利用虚假的或者使人误解的价格手段，诱骗消费者或者其他经营者与其进行交易的行为	
处罚措施	责令改正	○	
	没收违法所得	○	
	罚款	①违法所得 5 倍以下；②没有违法所得的，5 万元以上 50 万元以下	
	停业整顿	◎	
	吊销执照	◎	

價格違法行為		5、虚偽の又は誤解を与える價格手段を利用し、消費者又はその他事業者を欺き自己と取引を行うよう仕向ける行為	
処罰措置	是正の命令	○	
	違法所得の没収	○	
	罰金	①違法所得の 5 倍以下。②違法所得がない場合は、5 万人民币元以上 50 万人民币元以下。	
	事業休止・廃統合	◎	
	営業許可証の没収	◎	

概要分析	<ul style="list-style-type: none"> - 价格主管部门比较关注的价格违法行为。 - 例如：“先提高价格再打折”、“使用两种标价签，以低价招徕顾客并以高价进行结算”、“虚构原价，虚构降价原因，虚假优惠折价，谎称降价或者将要提价”，等等。
------	---

简洁な分析	<ul style="list-style-type: none"> - 価格主管部門が比較的関心をもっている価格違法行為である。 - 例：「先に価格を引き上げた後で割引する」、「2通りの値札を使用し、低価格で顧客を招き寄せ、高値で決済する」、「原価を作りあげ、値下げの原因を作りあげ、見せ掛けの優遇割引をし、値下げ又は値上がり偽る」等。
-------	---

价格违法行为	6、采取抬高等级或者压低等级等手段收购、销售商品或者提供服务，变相提高或者压低价格的行为	
处罚措施	责令改正	○
	没收违法所得	○
	罚款	①违法所得5倍以下；②没有违法所得的，2万元以上20万元以下
	停业整顿	◎
	吊销执照	◎
概要分析	- 实践中，被处罚的案例尚不多见。	

価格違法行為	6、等級を引き上げ又は等級を低く抑える等の手段を講じて商品を買付け、販売し又は役務を提供し、価格を実質的に引き上げ又は引き下げる行為	
処罰措置	是正の命令	○
	違法所得の没収	○
	罰金	①違法所得の5倍以下。②違法所得がない場合は、2万人民元以上20万人民元以下。
	事業休止・廃統合	◎
	営業許可証の没収	◎
簡潔な分析	- 実践において、処罰される事例はそれほど多くはない。	

价格违法行为	7、违反法律、法规的规定牟取暴利的行为	
处罚措施	责令改正	○
	没收违法所得	○
	罚款	可以处以罚款，罚款数额为违法所得5倍以下
	停业整顿	◎
	吊销执照	◎
概要分析	<ul style="list-style-type: none"> - 根据《制止牟取暴利的暂行规定》，“暴利”是指某一商品或者服务的价格水平、差价率或利润率超过同一地区、同一期间、同一档次、同种商品或者服务的市场平均水平的合理幅度。 - 如果较高的利润率是通过“改善经营管理，运用新技术，降低成本，提高效益”而获得的，则不属于牟取暴利。 - 实践中，很难对“暴利”做明确认定，被处罚的案例并不多见。 	

価格違法行為	7、法律、法規の規定に違反し暴利を貪る行為	
処罰措置	是正の命令	○
	違法所得の没収	○
	罰金	罰金を科することができ、罰金額は違法所得の5倍以下。
	事業休止・廃統合	◎
	営業許可証の没収	◎
簡潔な分析	<ul style="list-style-type: none"> - 「「暴利貪り制止暫定規定」によると、「暴利」とはある1つの商品又は役務の価格水準、価格差率又は利益率が同一地区、同一期間、同一ランク、同品目の商品又は役務の市場平均水準の合理的な幅を超えることをいう。 - 高い利益率が「事業管理の改善、新技術の運用、コストの引下げ、効果の向上」を通して獲得したものである場合、暴利の貪りには該当しない。 - 実践においては、「暴利」について明確な認定を行うことは難しく、処罰される事例は多くはない。 	

价格违法行为		8、不执行政府指导价、政府定价的行为
处罚措施	责令改正	○
	没收违法所得	○
	罚款	①违法所得5倍以下；②没有违法所得的，5万元以上50万元以下；③情节严重的，50万元以上200万元以下
	停业整顿	◎
	吊销执照	×
简要分析		- 实施政府指导价、政府定价的商品主要有：重要农产品、能源产品、重要药品、水电煤等公共事业产品，等等。

価格違法行為		8、政府の指導価格、政府の定めた価格を実施しない行為
処罰措置	是正の命令	○
	違法所得の没収	○
	罰金	①違法所得の5倍以下。②違法所得がない場合は、5万人民元以上50万人民元以下。③情状が深刻な場合は、50万人民元以上200万人民元以下。
	事業休止・廃統合	◎
	営業許可証の没収	×
簡潔な分析		- 政府指導価格、政府の定めた価格を実施する商品は主に次のものである。重要な農産物、エネルギー製品、重要な薬品、水道・電気・ガス等の公共事業製品など。

价格违法行为		9、不执行法定的价格干预措施、紧急措施的行为
处罚措施	责令改正	○
	没收违法所得	○
	罚款	①违法所得5倍以下；②没有违法所得的，10万元以上100万元以下；③情节严重的，100万元以上500万元以下
	停业整顿	◎
	吊销执照	×
简要分析		- 根据《 非常时期落实价格干预措施和紧急措施暂行办法 》，价格干预措施包括限定差价率或者利润率、规定限价、实行提价申报制度和调价备案制度。价格紧急措施包括临时集中定价权限、部分或者全面冻结价格。

価格違法行為		9、法で定めた価格介入措置、緊急措置を実施しない行為
処罰措置	是正の命令	○
	違法所得の没収	○
	罰金	①違法所得の5倍以下。②違法所得がない場合は、10万人民元以上100万人民元以下。③情状が深刻な場合は、100万人民元以上500万人民元以下。
	事業休止・廃統合	◎
	営業許可証の没収	×
簡潔な分析		- 「 非常時に価格介入措置及び緊急措置を実施する暫定弁法 」によると、価格介入措置には価格差率又は利益率の限定、限界価格の規定、値上げ申告制度及び価格調整届出制度の実施が含まれる。価格緊急措置には、価格決定権の一時的な集中、価格の一部又は全面凍結を含む。

价格违法行为		10、违反明码标价规定的行为
处罚措施	责令改正	○
	没收违法所得	○
	罚款	可以处以罚款，罚款数额为5000元以下

価格違法行為		10、正札価格表示規定に違反する行為
処罰措置	是正の命令	○
	違法所得の没収	○
	罰金	罰金を科することができ、罰金額は5000人民元以下。

	停业整顿	×
	吊销执照	×
简要分析	- 从被处罚的案例来看，主要处罚对象是直接面对消费者的服务行业、零售行业、房地产企业，等。	

	事业休止・廃統合	×
	営業許可証の没収	×
簡潔な分析	- 処罰された事例を見ると、主な処罰対象は直接に消費者と向き合うサービス業界、小売業界、不動産企業などである。	

价格违法行为		11、违反行政事业性收费管理规定的行为
处罚措施	责令改正	—
	没收违法所得	—
	罚款	—
	停业整顿	—
	吊销执照	—
简要分析	- 该等案件由价格主管部门受理，但是按照《信访条例》处理。	

価格違法行為		11、行政事業料金管理規定に違反する行為
処罰措置	是正の命令	—
	違法所得の没収	—
	罰金	—
	事業休止・廃統合	—
	営業許可証の没収	—
簡潔な分析	- これら案件は価格主管部門が受理するが、「陳情条例」に基づき処理する。	

价格违法行为		12、在接受价格监督检查时提供虚假资料的行为
处罚措施	责令改正	○
	没收违法所得	×
	罚款	可以处以罚款，罚款数额为 10 万元以下
	停业整顿	×
	吊销执照	×
简要分析	属于新增加的处罚行为。	

価格違法行為		12、価格監督検査を受ける際に虚偽の資料を提供する行為
処罰措置	是正の命令	○
	違法所得の没収	×
	罰金	罰金を科することができ、罰金額は 10 万人民币元以下。
	事業休止・廃統合	×
	営業許可証の没収	×
簡潔な分析	- 新たに追加する処罰行為に該当する。	

价格违法行为		13、应当由价格主管部门受理的其他价格违法行为
处罚措施	责令改正	—
	没收违法所得	—
	罚款	—
	停业整顿	—
	吊销执照	—

価格違法行為		13、価格主管部門が受理すべきその他価格違法行為
処罰措置	是正の命令	—
	違法所得の没収	—
	罰金	—
	事業休止・廃統合	—
	営業許可証の没収	—

简要分析	属于兜底条款，除前述 12 种价格违法行为之外，目前尚未有其他典型的价格违法行为。

目前，由于中国的 CPI 增长过快，通货膨胀压力较大，政府主管部门对“价格”信息比较敏感，对价格违法行为处罚力度逐步加大。对于企业而言（尤其是与食品、日用品等有关的企业），一方面，应控制涨价幅度和频率，合理涨价；另一方面，应注意收集、研读政府主管部门的价格管理信息，避免在“价格敏感期”实施涨价。此外，还需要遵守[《价格违法行为行政处罚规定》](#)的其他规定，尽量避免出现低价倾销、价格欺诈等不当行为。

（里兆律师事务所 2011 年 09 月 02 日整理编写）

	没収
簡潔な分析	- 包括条項に該当し、前述の 12 通りの価格違法行為のほか、現時点ではその他の典型的な価格違法行為はまだない。

現在、中国の消費者物価指数は急速に上昇しており、インフレ圧力は強く、政府主管部门は「価格」情報に非常に敏感になっており、価格違法行為に対する処罰は徐々に厳しくなっている。企業（とりわけ食品、日用品等に関係する企業）にとっては、値上幅と値上げの頻度を抑制し、合理的に値上げをしなければならない一方で、政府主管部门の価格管理情報を注意して収集し、正確に見極めることで、「価格の敏感な期間」中の値上げを回避すべきである。また、「[価格違法行為行政処罰規定](#)」のその他規定遵守し、安値不当廉売、価格詐欺等の不当行為がなるべく生じてしまわないようにする必要もある。

（里兆法律事務所が 2011 年 9 月 2 日付で作成）